

令和 7 年 4 月

国立市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1. アクションプログラムの目的

- ・本市の耐震改修促進計画に定めた耐震性が不十分な住宅を令和 7 年度末までにおおむね解消とする目標達成のために、耐震普及啓発活動等を実施し、住宅の耐震化を促進することを目的とする。
- ・市民の方に対し住宅の耐震化の重要性について説明を行い、耐震に関する理解を深めていただき、住宅の耐震化につなげる。
- ・耐震改修事業者の技術力向上に係る取り組みを実施し、住宅の耐震化を促進する。

2. 緊急耐震重点区域の指定

- ・国立市耐震改修促進計画に定める耐震化率の達成には、市内全域の耐震化の推進が必要であることから市内全域を「緊急耐震重点区域」として指定する。

3. 対象住宅

本アクションプログラムの対象は、次のいずれかに該当するものとする。

- ア. 緊急耐震重点区域内で昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した旧耐震基準の木造住宅。
- イ. 緊急耐震重点区域内で昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までの間に新築の工事に着手した 2 階建以下の在来軸組工法による木造住宅。
- ウ. 緊急耐震重点区域内で昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された旧耐震基準の分譲マンション。

4. 対象戸数

- ・住宅 約 4, 9 0 0 戸
 - 内訳：旧耐震木造住宅（戸建住宅、併用住宅） 約 2, 2 0 0 戸 ※1
 - 新耐震木造住宅（戸建住宅、併用住宅） 約 2, 7 0 0 戸 ※2
- ・分譲マンション 1 4 棟 ※3
 - ※1：平成 29～30 年度に実施した戸別訪問の実績によるものである。
 - ※2：平成 30 年住宅・土地統計調査からの推計値である。
耐震普及啓発活動を実施するにあたっては、建物の登記簿謄本等による確認・精査を行い、実数値において実施するものとする。
 - ※3：建物の登記簿謄本等により確認した件数である。

5. 計画の期間

- ・令和 3 年度～令和 7 年度を計画の期間とする。
ただし、社会経済状況や関連計画の改定等により必要に応じて見直しを行う。

6. 取り組み内容（普及啓発活動等）

- ・住宅所有者に対しては、相談体制の整備、住宅耐震相談会、耐震パンフレット等の配布、市報、ホームページでの周知により、耐震化促進に係る普及啓発を実施する。
- ・改修事業者等に対しては、技術力向上を図る取り組み及び住宅所有者から改修事業者への接触が容易となる取り組みを東京都と連携して実施する。
- ・市助成金事業を活用し耐震診断を行った住宅所有者に対しては、戸別訪問や郵送等により、耐震改修助成金制度の説明等を実施し耐震化を促す。

7. 実施内容

令和3年度	木造住宅耐震診断実施者に対する耐震改修助成金制度等の周知
令和4年度	木造住宅(耐震診断実施者除く)に対する耐震改修助成金制度等の周知
令和5年度	木造住宅耐震診断実施者に対する耐震改修助成金制度等の周知
令和6年度	非木造住宅に対する耐震改修助成金制度等の周知
令和7年度	新耐震木造住宅に対する耐震診断助成制度等の周知 木造住宅(耐震診断実施者含む)に対する耐震改修助成金制度等の周知
令和3年度 ～7年度	・分譲マンション管理組合に対する耐震改修助成金制度等の周知 ・住宅耐震相談会、耐震パンフレット等の配布、市報、ホームページ等の周知による普及啓発活動 ・改修事業者等に対する取り組みの実施

8. 関連団体との連携

- ・所管行政庁、建築関係団体と連携、協力を行う。

9. 公表の時期と方法

- ・毎年度、取り組み状況の把握、検証を実施し公表を行う。

10. 耐震改修促進計画への記載について

- ・市の耐震改修促進計画に住宅耐震改修普及啓発事業を実施する旨を記載済みである。